

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（４６５））
2. 日時：平成２９年１０月３０日 １４時４５分～１８時０５分
3. 場所：原子力規制庁 ８階Ａ会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本管理官補佐、義崎管理官補佐、近田安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 （他１０名）

5. 要旨

(1) 日本原子力発電株式会社から、「東海第二発電所 重大事故等対処設備について」のうち「61条 緊急時対策所」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 緊急時対策所内に設置・保管する設備の位置や、加圧範囲、待機場所等について、場所が特定できるように整理して提示すること。
- 災害対策本部内等がどこを指しているのか、図面だけでなく、本文でも明確に定義すること。
- 代替電源設備から緊急時対策所への給電に関して、「緊急時対策所用発電機が自動起動することにより緊急時対策所へ給電されるため、給電の操作は必要ない」の記載は、自動起動したことの確認が必要だと分かるように修正すること。
- 緊急時対策所の非常用換気設備と加圧設備が具体的に何を指しているのか整理して提示すること。
- 緊急時対策所の気密性について整理して提示すること。
- 対応要員に庶務班と記載している場合、初動要員なのか、参集要員による対応なのか明確にすること。
- 緊急時対策所の居住性の確保に関して、想定する環境条件に竜巻による飛来物の影響も含めること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・東海第二発電所 重大事故等対処設備について（補足説明資料）
- ・東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発

生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について

- ・ 玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表（対象項目：61条）
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表（対象項目：1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等）